

年企発 0308 第 1 号
令和 6 年 3 月 8 日

地方厚生（支）局健康福祉部
保険年金（企業年金）課長 宛て

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公 印 省 略)

「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正について

「厚生年金基金の予定利率の下限等について」（平成 9 年 3 月 31 日付企国発第 23 号）の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 3 月 8 日から適用することとしたので、貴管下の厚生年金基金の指導にあたっては遺憾のないよう配慮されたい。

厚生年金基金の予定利率の下限等について（平成9年3月31日付企国発第23号）

新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

新		旧	
(別表)		(別表)	
(略)	(略)	(略)	(略)
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの日を基準日とする財政計算	<u>0.1%</u>	(新設)	(新設)